



御坊東ロータリークラブ

Club Weekly Britain

since 1996.2.14



こころの中を見つめよう博愛を広げるために

四つのテスト(Four way Test)

(1)真実かどうか (2)みんなに公平か
 (3)好意と友情を深めるか
 (4)みんなのためになるかどうか

例会 水曜日18時30分 御坊御坊商工会館3F

事務局 〒644-0002
和歌山県御坊市藪350-28(御坊商工会館3F)

連絡先 TEL 0738-23-2334 FAX 0738-22-1234
E-Mail gobocast-rc@naxnet.or.jp

会 長 栗 林 久 一
副 会 長 松 本 政 彦
幹 事 細 川 幸 三

☆ 司会進行 幹事 細川幸三 君

Celebration



還暦お祝い

自称!! 万年青年の尾崎クンもトートーこのお祝いを頂くこととなっていました。

取りあえずは喜びましょう。

【会員お誕生日】

尾崎達哉 君
雑賀鈴夫 君



今年も又二人で誕生日を迎えることができました。

【ご婦人お誕生日】



細川ゆかり さん

遠くから撮ればマダムマダ若い!!
(失礼いたしました。)



当クラブから雑賀君も参加されます。参加コースがいくつかありまして、私は南クラブの笹野会長と同じ 4 日間のコースに参加します。日程は、5 月 4 日昼前に関西空港を飛び立ちまして 15:35 にバンコクに到着します。市内レストランで夕食をとりその後ホテルへチェックインします。

2 日目は、バンコク市内観光と午後からは大会会場見学です。登録、友愛の家などを見て夕刻ホテルに着き自由行動となっています。

3 日目は、午前中観光で午後から第 2640 地区ジャパンナイトに出席します。4 日目の 11:00 にバンコクを立ち、関西空港に 18:30 に到着します。このような機会は最初で最後かもしれないので、色々経験してきたいと思います。ロータリーの国際性を実感し、勉強してきたいです。また、この機会に家内とバンコクを楽しんできたいです。帰ってきましたら、国際大会の事やバンコクの事など皆さんに報告をさせていただきます。

本日のプログラム

「クラブフォーラム」 会長 栗林久一 君

最近の地区動向について、「異議申し立て」について地区からの役員、関係者と御坊3クラブ会長幹事にて会議をもちました。

結果、当クラブとしての対応をどうするか?このことを皆様にもご周知頂きたく、発表します。

地区のゴタゴタはいつからか、事の詳細ははっきりしたものが無いのですが、前年度米田ガバナーからの事には違いありません。

今となつてはロータリークラブとしての資質が問われるような事態となり、果たしてこれが修復の方向に向かうのかどうかも判らない状況になっているようです。

ただ、私達は本来あるべきロータリークラブとして活動し、又考えを持つべきと思います。

栗林会長は、異議申出書を朗読。

*** 異議申出文については掲載省略 ***

以上、紹介した後、会員から様々な意見又質問があった。当クラブとしての対応は、この「異議申出書」提出について賛成多数から提出する事に賛同することとなった。

地区構成一クラブとしての我々は「対岸の火事」事ではなく、かといって“知らぬ”を貫くことも出来ない状態であることも承知しなければならない。

誠に残念な状況ではあるが、例えそれが地区を分断又は二分するような事となっても大半の意見に沿うしかないと伺える。

今の状況から一刻も早く脱し、それについて伴う“痛み”も分かち合い、通常の地区となるよう切に望むものである。

会長告知

会長 栗林久一 君

皆さん今晚は、この間の 29 日(日)の 4 クラブ合同の煙樹ヶ浜の清掃奉仕活動に参加頂きました。大変天気が良く、暑いぐらいでした。会員の皆さん、ご苦勞様でした。これからは、少しでもゴミが少なくなっていくことを願っています。5 月に入りましてゴールデンウィークの真っ最中ではありますが、皆さんいかがお過ごしですか?私は、6 日から 9 日まで「微笑みの国」タイで開催される第 103 回ロータリー国際大会に参加します。

ニコニコ箱

SAA 稲垣 崇 君

◇御坊RC家永信彦 君

4/30 合同ゴルフコンペで優勝しました。

◇栗林久一 君

4/29 煙樹ヶ浜の清掃奉仕活動ご苦労さまでした。

◇細川幸三 君

最近!!お休みが続き申し訳ありません。

小池さん感謝申し上げます。

第1例会は全員ニコニコ!! ありがとうございました。

出席報告

出席委員会 小林隆弘 君

会員数	欠席者	出席者	免除会員	出席率
15名	5名	10名	0	66.7%
4月18日 の修正出席率			なし	

御坊東ロータリークラブ細則より

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員9名によりなる理事会とする。すなわち、会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事、会計、直前会長および会場監督（SAA）の6名と、本細則第3条第1節に基づいて選挙された3名の理事である。

第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。

それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

クラブ委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長及び直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。

継続性を保持するため、可能であれば委員会委員が同じ委員会を3年間努めるよう任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。

委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。

常任委員会は次の通り任命されるべきものとする。

1. 奉仕プロジェクト委員会

地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。

*職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕、各委員会（ロータリー財団、WCS 委員会、米山奨学委員会）

2. クラブ管理運営委員会

クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

*出席、親睦、プログラム、会報広報雑誌 I T 記録委員会

3. 会員組織委員会

会員の勧誘と退会防止に関する計画と実施、新会員および会員に対し会員の特典と責務に関する理解を与え、ロータリーに関する情報を提供するものとする。

*会員増強・会員選考・職業分類、ロータリー情報委員会

*その他

必要に応じて特別（アドホック）委員会を設けることができる。

(a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(b) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。

(c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

